

# 福井市野球連盟規約

(規程・内規)

福井市野球連盟

## 目次

福井市野球連盟規約	1
第1章 総則（第1条－第4条）	1
第2章 会員及び組織（第5条－第7条）	2
第3章 役員（第8条－第14条）	4
第4章 会議（第15条－第18条）	6
第5章 部会及び部局（第19条、第20条）	7
第6章 専門委員会（第21条）	7
第7章 事務局（第22条）	8
第8章 会計（第23条－第26条）	8
第9章 規約の変更（第27条）	9
雑則、付則	9
福井市野球連盟登録規程	10
福井市野球連盟大会規程	15
福井市野球連盟表彰規程	17
福井市野球連盟慶弔規程	18
福井市野球連盟登録料及び大会参加料内規	19
福井市野球連盟学童野球内規	20

# 福井市野球連盟規約

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本連盟は、「福井市野球連盟」と称する。(以下「連盟」または「本連盟」という。)

### (事 務 所)

第 2 条 本連盟の事務所は、福井市に置く。

### (目 的)

第 3 条 福井市内における野球をアマチュアスポーツとして市民全般に普及し、市民の体力の向上と野球を通じて、その健全な発展を助成振興し、野球競技の向上発展に資することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本連盟は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 市全般の野球大会の主催及び後援
2. 野球の普及・発展に関すること
3. 野球の技術向上に関すること
4. 規約の設定、改廃に関すること
5. 市内関連団体との連絡、連携

6.機関紙その他、必要な刊行物の発行

7.その他、連盟の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員 及 び 組 織

(会員の種類及び資格)

第 5 条 本連盟の会員は、正会員と賛助会員とする。

正会員となるチームは、A 級・B 級・C 級の一般チームと少年チームとする。

但し、少年チームには、ランク付をしない。

(1) 一般チームは、監督、主将を含めて、10 名以上 25 名以内の競技者によって編成しなければならない。

一般チームの種類は次のとおりとする。

イ. 職域チーム

ロ. クラブチーム

ハ. 学生チーム

(2) 少年チームは、少年部と学童部とし、次による者で編成されたチームをいう。

イ. 少年部

中学生で編成されたクラブチーム。

ロ. 学童部

小学生で編成されたクラブチーム

ただし、スポーツ少年団との二重登録は認められる。

(3) 少年チームの編成は、別に定める基準による。

(4) 次の者は、連盟に登録することはできない。

学生、生徒で連盟以外の組織に登録している者、及び少年部又は  
学童部で、硬式ボールを使用している団体に登録されている者。

## 2 賛助会員

本連盟の目的並びに事業を賛助する者をもって賛助会員とする。

(入会及び手続)

第 6 条 正会員となるチームは、毎年、連盟の定める申込書に別に定める登録料

を添えて申し込むこと。資格審査を受け手続き完了とともに本連盟会員の  
資格を取得する。(会員とはチーム及び選手をいう。)

会員としての資格は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの期間となる。

毎年、登録および更新手続きは同年 4 月末日までとし最終の登録期限は  
7 月末日とする。

ただし、東日本大会等全国大会の福井県代表になったチームは 4 月 10 日  
までに登録を完了すること。

2 チームは選手等に異動が生じた時は、速やかに連盟にその旨届けなければな  
らない。ただし、その年度は他のチームに登録することはできない。

(脱退及び除名)

第 7 条 脱退及び除名は、次により処理する。

1. 連盟の規程に違反した場合。
2. 会長が不適格と認めた場合。
3. 会員みずから脱退の意思を表明した場合。
4. 目的に反する行為をし、除名の処置を受けた場合。
5. その他の事項は、常任理事会で諮る。

### 第 3 章 役員

(役員の種類)

第 8 条 連盟に次の役員を置く。

会 長 1 名 名誉会長 1 名 副 会 長 若干名

顧 問 若干名 参 与 若干名 理 事 長 1 名

副理事長 若干名 常任理事 若干名

理 事 若干名 監 事 2 名

(役員を選任および職務)

第 9 条 会長・名誉会長及び副会長は総会で推挙する。会長は本連盟を代表する。副

会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。名誉会長は重要事項の協議にあずかる。

2. 顧問・参与は、常任理事会の推挙により会長が委嘱する。

顧問・参与は総会に参加できる。

3. 監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。

監事は、本連盟の経理を監査する。

(理事の選任および職務)

第 10 条 理事は次に定める基準により選出する。

登録チーム及び加盟団体より推挙される者

(1) 一般登録チーム 若干名

(2) 少年(学童部)より 若干名

2. 所属審判部より 若干名

3. 会長推挙による者 若干名

会長は、必要に応じ会員中、または経験者等より適任者を理事として委嘱することができる。ただし、前項理事の3分の1を超えてはならない。

第 11 条 理事の互選により理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名を選出する。

第 12 条 理事長は、理事を代表し会務を統括する。

理事長事故ある時は、副理事長が会務を代行する。副理事長・常任理事は理事長を補佐し会務を執行する。

第 13 条 会計理事は、総会で推挙し、会長が委嘱する。

会計理事は、本連盟の会計に関する業務にあたる。

(任 期)

第 14 条 役員の任期は2年とし、改選にあたっては再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは補充することとし、任期は前任者の残期とする。

#### 第 4 章 会 議

(会 議)

第 15 条 本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

1. 理事会は、理事をもって構成する。(本連盟では理事会を総会とよみかえる) 以下「総会」という。
2. 常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。
3. 議事は、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総 会)

第 16 条 本連盟の総会は定時(2月下旬～3月中旬)に1回招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、理事の3分の1以上が申し出た場合は臨時に招集することができる。

第 17 条 総会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。総会には代理人を出席させることができるが、この場合代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

2. 総会は、会長が招集しその議長となる。

(常任理事会)

第 18 条 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

緊急を要する事項で総会に諮る時間のない時は、常任理事会で代行することができる。この場合は次の総会の承認を得ることを要する。

## 第 5 章 部 会 及 び 部 局

(部 会)

第 19 条 本連盟に部会を置く。部会の運営に関する事項は常任理事会で定める。

(部 局)

第 20 条 本連盟の事業を遂行するため、常任理事会が必要とするときは少年部を置くことができる。本連盟では、学童部を少年部と称し（以下、学童野球という。）少年部の組織行動は常任理事会で定める。

## 第 6 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 21 条 本連盟の事業を遂行するため、必要に応じて専門委員会を置く。専門委員会に関する規定は、総会において定める。

## 第 7 章 事 務 局

### (事 務 局)

第 22 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、必要に応じ職員を置くことができる。ただし、理事が兼務することができる。

## 第 8 章 会 計

### (財 源)

第 23 条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 登録料
2. 参加料
3. 賛助会費
4. 補助金
5. 寄付金
6. その他の収入

### (会 計 年 度)

第 24 条 本連盟の会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。

### (余 剰 金)

第 25 条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰越しする。

### (予算及び決算)

第 26 条 会長は、毎会計年度歳入、歳出予算を編成し、総会の議決を経なければ  
ならない。

2. 会長は決算書および証書類を監事の審査に付し総会で承認の議決を経なければ  
ならない。

## 第 9 章 規 約 の 変 更

(規約の変更)

第 27 条 本連盟の規約は、総会において出席者の(委任状出席者含む。)過半数の  
同意を得て変更することができる。

2. 本連盟の規約・規程の他、必要な事項は公益財団法人全日本軟式野球連盟、  
(一社) 福井県軟式野球連盟の規程等関連規則による。

(雑 則)

第 28 条 本連盟の事業運営の円滑を期するため次の規程を別に定める。

1. 福井市野球連盟登録規程
2. 福井市野球連盟大会規程
3. 福井市野球連盟表彰規程
4. 福井市野球連盟慶弔規程
5. 大会参加料内規

(付 則)

本改正規約は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行

本改正規約は、平成元年 3 月 23 日より施行

本改正規約は、平成 16 年 3 月 13 日より施行

本改正規約は、令和 6 年 3 月 8 日より施行

# 福井市野球連盟登録規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、福井市野球連盟に登録するチーム編成に関し必要な事項を定めるものとする。登録チームは、(公財)全日本軟式野球連盟及び(一社)福井県軟式野球連盟へのチーム(選手)の登録に適用する。

## (級 の 判 別)

第 2 条 一般チームの登録は、A 級、B 級、C 級の 3 級別とする。

## (チームの種類及び編成)

第 3 条 登録チームの編成は、監督を含む選手 10 名以上 25 名以内で編成しなければならない。(男女を問わない)

### (1) 職域チーム

職域チームは、福井市内の官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム、または同一職場に勤務する者が登録人員の 3 分の 2 以上で編成するチーム。

### (2) クラブチーム

クラブチームは、福井市内に居住または勤務する者 のみによって編成するチーム。

### (3) 学生チーム

学生チームは、専修学校生、各種学校生及び大学生とする。また、高校生は同一学校または、個人で一般チームに登録することができる。ただし、高校生が学校単位でチームを編成する場合は学校名を使用せずクラブ名とする。

第 4 条 総監督、コーチ、マネージャ、スコアラーを選手として登録することはできるが25名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない。

第 5 条 背番号は監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし選手は0番から99番とする。

第 6 条 少年チームは、少年部と学童部とし、次による者で編成されたチームをいう。

(1) 少年部

中学生で編成されたクラブチーム。

(2) 学童部

小学生で編成されたクラブチーム。ただしスポーツ少年団との二重登録は認められる。

第 7 条 学童チームは、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上25名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは成人者(20歳以上)でなければならない。

(1) 選手は、原則として一公民館(一学校区) 1チームとする。

- (2) 選手は、当該小学校に在籍する者とし、監督、コーチは当該小学校下に居住する者とする。ただし、該当しない選手の登録又は、該当しない者が監督、コーチをする場合は会長の承認を必要とする。

第 8 条 選手及び指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。(指導者とは、選手以外のチーム関係者をいう。)

(登録の追加、抹消)

第 9 条 チームの選手は定数(25 名)以内であれば追加し、または抹消することができる。

第 10 条 次の者は、連盟に登録することはできない。

- (1) 学生、生徒で連盟以外の組織に登録している者、少年部または学童部で硬式ボールを使用している団体に登録または大会に参加している者。
- (2) (一財)日本中学生野球連盟の大会に登録、参加した役員選手等は加盟できない。ただし、(一財)日本中学生野球連盟の大会に登録、参加を抹消した場合は、翌年度から登録することができる。

(登録の変更)

第 11 条 登録された級は、その年度内は級を変更することはできない。選手個人にあって、チーム間の移籍する場合でも、A級チームの選手がB級チーム及びC級チームにB級チームの選手がC級チームに変更することはできない。

第 12 条 登録後に他チームへ移籍する場合は、次の手続きを経るものとする。

- (1) 本連盟内の選手を異動する場合は、両チームの代表者の承認を受けて会長に届ける。
- (2) 支部を異にして移籍する場合は、両チームの代表者の承認を受けるとともに関係双方の会長の承認を受けなければならない。

第 13 条 移籍を届けた後、60 日を経なければ大会に出場することはできない。

(二重登録の抹消)

第 14 条 同一人が 2 つのチームに登録された場合は、連盟は本人の意思を確かめて、その一方を抹消するものとする。

(職業野球選手であった者の登録)

第 15 条 職業野球競技者で連盟復帰した選手は、次の定めに従い登録することができる。

\* 職業野球競技者とは(公財)全日本軟式野球連盟への復帰申請を終え復帰が認められた者。

- (1) 一般チームへの登録は 2 名とし、40 歳を超えたものは制限外とする。
- (2) 少年チームには監督、コーチとして登録ができる。

第 16 条 登録以前 (3 月末日まで) に大会等行う場合は、前年度の登録を準用することがある。

第 17 条 この規程は、常任理事会の議を経て改廃することができる。

第 18 条 本規程により得ざる場合は、(公財)全日本軟式野球連盟並びに(一社)福  
井県軟式野球連盟の関連規則を準用する。

第 19 条 附 則

本規程は、平成 16 年 3 月 13 日制定

本規程は、平成 16 年 3 月 13 日から施行

本規程は、令和 6 年 3 月 18 日から施行

## 福井市野球連盟大会規程

- 第 1 条 この規程は、福井市野球連盟に所属するチーム及び選手について必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 本連盟の主催、共催、主管及び後援大会並びに（公財）全日本軟式野球連盟、（一社）福井県軟式野球連盟が行う各大会に適用する。
- 第 3 条 チーム編成は、登録規程に準じ編成しなければならない。
- 第 4 条 大会に参加するチームは、大会規程または大会要項に基づき所定の参加料及び必要経費を負担するものとする。
- 第 5 条 学童チームの選手、指導者はスポーツ安全保険に加入しなければならない。（指導者とは、選手以外のチーム関係者をいう。）
- 第 6 条 県下大会もしくは全国大会に出場するチームは、当連盟の行う予選会を通過したチームでなければならない。ただし、やむを得ざる事情により予選会を行うことができない場合は、会長が推挙したチームとする。
- 第 7 条 福井市内において行われる野球大会は、すべて本連盟の主催、共催、主管、もしくは後援したものでなければならない。
- 第 8 条 第 2 条以外の野球大会に参加する場合は、参加前に連盟に届けて承認を得なければならない。

第 9 条 本規程に違反もしくは本連盟の名誉を汚損するような行為のあったものには、常任理事会の議決を経て除名又は大会出場禁止の処分をすることができる。

第 10 条 大会でベンチに入れる人員は、(公財)全日本軟式野球連盟規程に準じる。

第 11 条 大会において、不正又は違反があった場合は、(公財)全日本軟式野球連盟規程および(一社)福井県軟式野球連盟規程に準じて処分する。

第 12 条 本規程に明記のない事項については、そのつど常任理事会で定める。

第 13 条 本規程は常任理事会の議決を経て改正することができる。

第 14 条 付則

本規程は、平成 16 年 3 月 13 日制定

本規程は、平成 16 年 3 月 13 日から施行

本規程は、令和 6 年 3 月 18 日から施行

## 福井市野球連盟表彰規程

第 1 条 この表彰は、団体（チーム）・個人の表彰の授与について定めることを目的とする。

第 2 条 この賞は、次の該当するものを授与する。

1. 当連盟の発展に永年尽力し、功労が顕著なもの。勤続年数が 10 年以上の者とする。
2. 常にスポーツマンシップを堅持して、試合、練習等はもちろん、その日常生活態度が模範であるもの。勤続年数が 10 年以上の者とする。
3. チーム・選手の育成に尽力し、その功労が顕著なもの。勤続年数が 10 年以上の者とする。

第 3 条 受賞者は、加盟団体からの申請により常任理事会で審査し、会長が承認する。

第 4 条 受賞者には、表彰状（又は、感謝状）及び記念品を贈る。

第 5 条 この規程に定めるものの他、必要な事項はその都度会長が別に定める。

第 6 条 本規程は常任理事会議決を経て改正することができる。

第 7 条 附 則

この規程は、平成 元年 3 月 23 日から施行

この規程は、平成 16 年 2 月 28 日より施行

この規程は、令和 6 年 3 月 18 日より施行

## 福井市野球連盟慶弔規程

(慶 事)

第 1 条 叙勲、表彰は、その都度、会長に一任する。

(弔 事)

第 2 条 その都度、下記参考にて会長に一任する。

2. 常任理事以上の役員家族弔費

香 料 15,000円

生 花 1基

3. 理事以上の役員家族弔費

香 料 10,000円

生 花 1基

4. 範 囲

役員配偶者・父母・子

5. その他

本連盟の元役員・及び関係団体・他連盟・他支部の役員

については、会長に一任する。

第 3 条 本規程は常任理事会議決を経て改正することができる。

第 4 条 付 則

この規程は平成 16 年 2 月 28 日から施行

この規程は平成 27 年 3 月 7 日から施行

この規程は令和 3 年 2 月 18 日から施行

この規程は令和 6 年 3 月 18 日から施行

## 福井市野球連盟登録料及び大会参加料内規

第 1 条 本連盟の健全な運営を図るため、次の事項を規程する。

第 2 条 本連盟規約第 6 条及び第 23 条の登録料を次により定める。

1. 一般チームの登録料

A 級チーム . . . . . 26, 000 円

B 級チーム . . . . . 22, 000 円

C 級チーム . . . . . 14, 000 円

\* 成年チーム及び国体参加編成チームは別に定める。

2. 少年チームの登録料

少年チーム . . . . . 10, 000 円

学童チーム . . . . . 10, 000 円

第 3 条 本連盟大会規程第 4 条の大会参加料を次により定め、大会参加申し込みと同時に納めるものとする。

1. 一般大会 . . . . . 10, 000 円

2. 学童大会 . . . . . 8, 000 円

その他、大会実施要項と異なる場合は、実施要項に定めた参加料を納入するものとする。

第 4 条 付 則

この内規は、平成 26 年 3 月 2 日制定

この内規は、平成 26 年度から施行

この内規は、令和 4 年度から施行

この内規は、令和 6 年 3 月 18 日から施行

## 福井市野球連盟 学童野球 内規

福井市野球連盟学童野球は、信念を持って運営を図るとともにハラスメント、暴力などの行為の根絶を目標に以下の方針を内規として追加いたします。

本連盟の健全な運営を図るため、次の事項を規定する。

1. 連盟の決定事項については全チームとも厳守すること。
2. 福井市野球連盟学童野球においては、全公式試合につき公認野球規則、競技者必携少年部・学童部・女子野球大会に関する事項及び別に定める大会特別規則を適用する。
3. 脱退について
  - (1) 会員みずから脱退の意思を表明した場合
  - (2) 連盟の名誉を失墜する行為があり、理事会において不適合と認めた場合
4. 処分について

本連盟の役員及びチーム構成員(指導者、保護者)が下記の項目に抵触した場合は処分を科すことが出来る。

  - (1) 連盟の規定に違反した場合
  - (2) 暴力行為、威圧的な言動が見られた場合
5. 前記の事項に抵触した場合は、理事会で協議し常任理事会において下記の処分を科すことが出来る。
  - (1) 除名
  - (2) 厳重注意 (始末書を提出)
  - (3) 口頭注意

※ 場合によっては一般に公表することが出来る。
6. この内規は令和5年3月末日制定  
付則 この内規は令和5年度から施行